第十一条第一項	一般法定機能	適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第十一条第二項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能対象設備等	算定対象電気通信役務設備利用部門に係る建物、土地及び施設
第十一条第三項	対象設備等	設備利用部門に係る建物、土地及び施設
	法第三十三条第五項機能に係るものにあっては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて
第十一条第四項	第一種指定設備管理部門	設備利用部門
	第一種指定電気通信設備	設備利用部門
第十一条第五項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十条に規定する設備利用費
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の

務（卸電気通信役務を含む。以下同じ。）に係る他人資本費用」と、「第四条に規定する機能に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第二項及び第五項、第十二条第一項並びに第十三条第一項中「第四条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と、同令第十一条第二項及び第三項中「対象設備等」とあるのは「設備利用部門に係る建物、土地及び施設」と、同条第三項中「法第三十三条第五項の機能に係るものにあっては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第四項中「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備利用部門」と、同条第五項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十条に規定する設備利用費」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第十二条第一項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。